

組合員の皆様

2020年1月31日

2020/21 保険年度の更改について

更改事項について最新情報をお知らせいたします。

1. クラスルールの採択

P&I、オフショア、ディフェンス、戦争危険、ロンドンの各クラスのルール（2020年1月6日付の回覧でお知らせした改定案を含む）が、2020年1月21日開催の各クラスの総会で採択されました。

新しいストライキ&ディレイ・クラスのルールが、2020年1月21日開催のクラブ理事会で承認されました。

2. 2020/21 保険年度のでん補限度額

でん補限度額案は現保険年度と同じで、以下の通りです。

船主の加入について

- 油濁に関するクレームは、国際グループの通常の実任に関する文言に従い、でん補限度額を1事故あたり10億ドルに据え置きます。
- 船客および船員に関するクレームは、総限度額に関する文言に従い、1事故あたり総額30億ドルをでん補限度額とし、うち船客に関するクレームは20億ドルを限度とします。
- その他のすべてのクレームは、オーバースピル・クレーム・ルールでの規定額を限度とします。

プール対象船主および組合員の皆様については、2020/21 保険年度に10億ドルを超過した油濁カバーを購入できるようになると見込んでおります。ご関心のある方は、ブローカーまたはクラブの通常窓口までご連絡ください。クラブで手配する場合は、引受保険者の代理人



としてのみ、カバーの証明をいたします。

用船者の加入について

用船者を加入者とする保険のてん補、共同加入等（joint entrants / co-assureds）の用船者のてん補、コンソーシアム契約に基づいて生じた組合員の責任に対するてん補は、別途加入証明書に記載がない限り、3億5000万ドルをP&Iリスクのてん補限度額とします。

用船者のP&Iカバーは、国際グループプールとは別の再保険契約に従って提供されます。この再保険は、合意を条件として10億ドルまでの共通てん補限度額（P&Iと船体損害）でリスクを引受けることができます。

用船者のカバーには、クラブ管理者の同意と追加保険料によって、貨物所有者としての用船者の責任に対するてん補を含めることができます。

追加のカバー

追加のカバー（fixed premium P&I / P&I war risks / offshore and specialist risks / contractual covers / K&R / professional liability / traders 等）の限度額は、プール対象外の再保険プログラム（現行10億ドル以下）または他の特定の再保険のてん補内容に応じて個別に合意されます。限度額は該当する組合員の加入証明書に記載されます。

3. 戦争危険

標準的なP&Iカバーの場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで通り5億ドルを限度額として提供します。しかし、2020/21保険年度については、超過基準額（minimum excess）が、加入船舶の適正価額（本クラブ了承済みのもの）または5億ドルのいずれか低い方に増額されました。

現在の文言は、全体としては以下の通りです。

'This policy to pay claims excess of amounts recoverable under vessels' war or crew war risks Protection and Indemnity policies subject to a minimum excess of the proper value of the entered ship (as agreed by the relevant Association) or USD 500,000,000 whichever is the less (applicable to owners' entries and not to Charterers' entries), and further subject to a minimum excess of USD 50,000 any one event.'

クラブ管理者は、本クラブの戦争特約のいずれかを通じ、5億ドルを上限として、戦争リスクに対する基本カバーを提供することができます。

追加のカバーを設定する場合の戦争・テロ危険特別担保は、引き続き、本クラブが個別に合意し加入証明書に記載した金額または1億ドルのいずれか低い方を限度額とします。船主の生化学兵器等リスクの担保についても、引き続き3000万ドルを限度額とします。



4. 米国のテロ危険

理事会は、米国の 2015 年テロリズム保険制度再承認法（Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act of 2015。以下「TRIPRA」）で定義するテロ行為に対する担保を次保険年度も提供することを決議しました（TRIPRA 決議）。本クラブで同法が適用される加入船舶はごく少数ですが、対象船舶には、かかるテロ行為のリスクに対する保険料として、1 加入 G/T 当たり 0.25 セントが全体の保険料に加算されます。米国政府は同法の規定に基づき、対象テロ行為による損失に対するてん補額のうち、当該保険担保を提供する保険会社が支払う法定免責額（保険会社の保険金支払責任限度額）を超える額の一定割合を支払います。

TRIPRA（その後の改正を含む）では政府補償に関するトリガー条項（政府補償プログラムの発動条件）も定めています。トリガー条項では、同法で定義するテロ行為により保険業界が被る損失額がトリガー金額（現行 1 億 8000 万ドル）を超えない限り、保険会社は政府補償を受けることができません。さらに、任意の制度実施年度における保険損失総額が 1000 億ドルを超える場合、米国政府は超過分については一切補償金を支払わず、保険会社も自社の法定免責額まで支払った後は、1000 億ドルを超える部分については支払責任を負わないものとします。

5. 積荷に対する船主の責任（SOL cover）

本クラブは、ルールで除外されている積荷の責任から生じるリスクに対して、追加のカバーを提供することが出来ます。

6. ブルーカード

本クラブは、次保険年度の加入船舶に対し、油濁民事責任条約（CLC 条約）、バンカー条約、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約、船客に対する賠償責任に関する EU 規則に係るブルーカードを発行します。組合員が本クラブまたは国際グループに所属している別のクラブとの契約更改を約する書面を本クラブに提出した場合は、更改条件の合意前でもブルーカードを発行します。

7. MLC 証書

本クラブは、2006 年の海上の労働に関する条約（MLC 条約）第 2.5 規則、第 A2.5.2 基準および第 B2.5 指針に基づく船員の未払い賃金、送還費用および付帯費用、ならびに MLC 条約第 4.2 規則、第 A4.2.1 基準および第 B4.2 指針に基づく船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償について、金銭的保証に関する MLC 証書を発行することができます。証書は、申請手続きが済み次第、MLC 特別条項（MLC Extension Clause）に規定される基準に基づき発行が可能です。この特別条項では、MLC 証書に明記された MLC 条約の規則・基準の範囲内となるクレームを船員が提起した場合、クラブが支払いを行うことを定めています。一方、そのような支払いが標準的な P&I カバーの範囲外となる場合は、組合員は本クラブに対して弁済義務を負うとも定めています。その際、標準的な P&I カバーの対象外となる MLC 条約上の責任については、組合員および共同加入者が弁済の連帯義務を負うことにご留意ください。



クルーリスクが P&I カバーから除外されている場合は、船主にクルーリスクに対する P&I カバーを提供している保険会社が MLC 証書を発行することになります。ただし状況によっては、クラブが承認する補償状の受理をもってクラブが証書を発行することもあります。

8. 未払いの保険料

保険更改は、2020年2月20日時点で本クラブへの未払いがないことを条件としています。未払いがある場合、2020年2月20日から当該未払金が支払われるまでの間、更なる通知を行うことなく、てん補は停止します。

ブローカーを採用する組合員の皆様は、ブローカーはあくまでも組合員の代理人であることにご留意ください。ブローカーに保険料を支払っても、本クラブに支払ったことにはなりません。クラブに保険料を支払う責任は組合員にあります。

全被保険者は、追加保険料、解除保険料、オーバースピル保険料、法と裁判管轄に関するルールを含む、すべてのクラブルールに拘束されること、そして、ルール第 18、19、21 の各条により理事会が課す追加・解除・オーバースピル各保険料の支払い責任を受け入れることを了解したものと見なされます。これらの具体的な義務とルール規定についての言及は、すべてのクラブルールに拘束されたとした全被保険者の同意を何ら制限するものではありません。

9. Charles Taylor の買収

本クラブのチェアマンは 2019 年 9 月 19 日の書簡において、米国の投資運用会社ラベル・ミニック・パートナーズ (Lovell Minnick Partners) を顧問とするファンドが、Charles Taylor plc. に対し、株式公開買い付けを実施したことを組合員に通知しました。本買い付けは、規制当局から必要な承認を得た後、2020 年 1 月 21 日に完了しました。

上記のいずれかの項目に関してご質問がございましたら、クラブの代表者までご遠慮なくお問い合わせください。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
Email: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)